

士幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

訓令第15—2号

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。ただし、前年度に本補助金の交付決定を受けた世帯であって、その受給額が第4条第1項に規定する1世帯当たりの補助金の上限額に達しなかった世帯に限り、当該世帯を含むものとする。
- (2) 住宅費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）に新婚世帯が町内で住宅を購入又はリフォーム若しくは賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、リフォーム費（ただし、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に限る。）、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) 引越費用 事業期間に新婚世帯が婚姻に伴う引越しをする際に要した費用であつて、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の就学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得（夫婦に係る直近の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額を合算した金額。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済がある場合は世帯の所得から年間返済額を控除した

金額とする。

(3) 補助金の申請の日において、夫婦の双方又は一方の住所が補助金の対象となる費用に係る住宅の所在地となっていること。

(4) 夫婦のいずれも過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(5) 夫婦のいずれもが市町村の納めるべき税等を滞納していないこと。

(補助金の対象及び金額等)

第4条 前条に規定する世帯において、1世帯当たりの補助金の上限は次のとおりである。

(1) 夫婦共に婚姻日おける年齢が29歳以下の世帯 600千円

(2) 上記以外の世帯 300千円

2 第2条第1号ただし書に規定する前年度に本補助金の交付決定を受けた世帯であって、その受給額が前項に規定する1世帯当たりの補助金の上限額に達しなかった世帯については、同項に規定する1世帯当たりの補助金の上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

3 第4条に係る補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、士幌町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類又は町の公募等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が分かる書類

(4) 夫婦それぞれの所得証明書

(5) 住宅の売買契約書又は請負契約書

(6) 住宅の賃貸借契約書

(7) 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し

(8) 住宅手当支給証明書（様式第4号）

(9) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、士幌町結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決

定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに土幌町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助対象者から請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3）この要綱に違反する行為があったとき。

（4）その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第8条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。